

[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	視力障害者福祉センター	施設 種別	就労移行支援・施設入所支援
評価機関名	特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」		

令和 7 年 3 月 3 1 日

総 評	京都府視力障害者福祉センターは、社会福祉法人京都府社会福祉事業団が管理運営している事業所で、下賀茂本通りに面し、最寄りのバス停から徒歩数分のアクセスが良い場所にあり、広域的に利用者を受け入れています。 センターは視覚に障害のある方々に対し、自立と社会参加に必要な就労を支援するため、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成を行っている施設です。戦後まもなく視覚障害者の養成施設として開設され、昭和30年からは養成施設として、昭和59年には現在の名称に解消され運営が継続されており長い歴史のある事業所です。開設以来、900名以上の卒業生を輩出し、卒業生はさまざまな分野で活躍しています。 施設は築40年を経過し、管理棟、教育棟、宿舎棟、臨床実習棟の4つの棟から構成されています。いずれの建物も清掃が行き届いており、視覚に障害のある利用者が安全に過ごせるよう、足元の整理整頓が徹底されています。さらに、必要な箇所には点字ブロックや、衝突時に衝撃を和らげるための緩衝材が設置されています。 日中は、障害者総合支援法に基づく就労移行支援ですが、利用者層や事業所の機能を考慮すると、国家資格取得のための養成施設としての色合いが強いのが特徴です。あん摩マッサージ指圧師の資格が取得できる「あん摩マッサージ指圧科」と、はり師・きゅう師を加えた3つの資格が取得できる「あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう科」の2つの専門課程があり、いずれも3年の期間で資格取得をサポートしています。国家資格の取得率は、全国平均が70～80%のところ、昨年はセンター利用者の合格率は100%でした。しかしながら、視覚障害者の就業先の多様化や新型コロナウイルスの影響などにより、令和6年度の利用者は定員60名に対して13名（うち7名が宿舎利用、6名が通所）となっており、運営上の課題となっています。 視覚障害者への支援を担う施設として、地域向けの講座や「あんま奉仕」などの交流事業を積極的に行っており、日々の支援では利用者の意向や授業内容などの改善点を丁寧に聴き、検討が必要な事項は会議で取り上げ、改善や質の向上に取り組んでいます。 国内でも数少ない視覚障害者の養成施設としての機能を持ち、資格取得を通じて就労に繋げる事業所の活動をさらに広く社会に発信することで、施設の機能がさらに強化されることを期待したいと思います。

特に良かった点(※)	I－4－(1)① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 資格取得を目的としている事業の性格上、授業の質向上のために、授業内容改善会議を設定されています。教員同士で相互の授業を見学した上で課題共有をすることや利用者の障害状況に応じて墨字だけではなく拡大鏡、点字、音声読み上げなどの機器を使用している。また、利用者の声を踏まえて授業内容の改善に繋げていました。 II－4－(3)① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している あはき師養成施設としての機能を地域に還元するため、臨床実習として事業所内の臨床室を使用してあん摩及び針施術を低額で実施し、予約状況からも好評を得ている事が確認できました。加えて、地域住民を対象とした「あん摩奉仕」や「健康管理に役立つ講座」を無料で開催されていました。 III－1－(2)③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。 上述の授業の質向上に向けた取り組みや、地域貢献を兼ねた活動もあり、免許取得、就労共に100%で推移しています。国家試験が不合格となった場合にも聴講生として受講できる仕組み(最大延長6年)があり、実際に機能していました。 資格取得を通じて視覚障害のある方の社会参加を推進するという事業所の目的を達成するための活動を地道に取り組まれています。
特に改善が望まれる点(※)	評価項目に基づく指摘は無し 以下、アドバイスとして記載 ・マニュアルの活用 法人で備えられているマニュアル類が必要な時にどの職員であってもすぐに取り出せるように管理方法やインデックスなどを検討されてはいかがでしょうか。 ・ホームページの活用 利用者の人数確保や企業との連携の視点から、センターの養成所としての機能や資格の合格率、就職実績を掲載されてはいかがでしょうか。

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

〔様式9－2〕

【障害事業所版】 評価結果対比シート

受診施設名	京都府立視力障害者福祉センター
施設種別	就労支援（養成施設）施設入所支援
評価機関名	きょうと福祉ネットワーク 一期一会
訪問調査日	令和6年11月13日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念、基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	A	A
[自由記述欄]					
1. 基本理念を明文化し、パンフレット、ホームページに掲載するとともに施設内に掲示をしている。職員へは名札に入れ常時閲覧できるようにすると共に会議等では中期経営計画の説明と合わせて周知徹底をしている。利用者へは利用契約時に説明し日常的にはホームページ上より音声や拡大で確認できるようにしている。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅰ－２ 経営状況の把握	Ⅰ－２－（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。	２	① 法人として事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	A	A
		３	② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	A	A
[自由記述欄]					
2.管理会議で全国的な動向を確認しており、各部署からの運営状況を共有・分析(利用者の増減はないが欠席状況などの報告)をしている。WAMNET、市の集団指導や京都府障害厚生施設協議会から情報を得ている。障害福祉サービスとしての情報、養成施設としての情報は全国の養成施設の教員連盟の会議からの情報共有をうけている。地域の動向は視覚障害者の関係機関の連携、全国の実験の試験の情報なども得て事業所運営や利用者への情報提供に用いている。少子化、ニーズの多様化への対応が現在の課題であると考えられている。 3.運営上の課題としては稼働率(現在10数名の利用者)、春秋のオープンキャンパスを開催している。盲学校、他施設との連携した情報発信をするなどしているが募集には繋がりにくい。見学をされた人に個別連絡などを対応を検討中。※法人のホームページで視覚障害者福祉センターの利用者募集をアピールしてはどうか。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I－3 事業計画の策定	I－3－（１） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 法人として中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	A	A
		5	② 中・長期のビジョンを踏まえた単年度の計画が策定されている。	A	A
	I－3－（２） 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	A	A
		7	② 事業計画は、障害のある本人等に周知され、理解を促している。	A	A
[自由記述欄]					
4.令和3年から令和7年の5年間の指定管理に合わせた中・長期基本計画として「京都府社会福祉事業団中期運営計画～利用者満足度向上をめざして～」を策定している。進捗は管理会議で確認し必要に応じて修正、職員へは職員会議等で周知をしている。					
5.中期計画では、ヒヤリハットの件数や利用者アンケート、稼働率などの数値目標を設定し、管理会議で計画の進捗把握をしている。管理会議で議論した内容は職員会議で周知をし、課題の共有と改善に向けた協議をしている。					
6.事業計画は素案作成の段階で職員会議にて意見を徴収し作成している。3月の理事会に翌年度の事業計画を諮るための資料としてとりまとめている。理事会での承認を経たのちに4月に職員会議で周知をし、ホームページで確認できるようにしている。計画は半期で振り返りとしており、法人指定の書式に沿って職員の意見も踏まえて管理職がとりまとめている。指定管理に関連して毎月の市への報告が義務付けられている					
7.利用者にはホームページでの掲載だけではなく、関連する行事予定など必要な部分を抜粋し墨字だけでなく音声や点字などで配布している。宿舎(施設入所)は利用規程に沿って利用前のオリエンテーションで説明をしており、変更等があれば連絡簿を通じて周知をしている。センターだよりで理念や方針、事業計画を明記している。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅰ－４ 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	Ⅰ－４－（１） 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	８	① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	A	A
		９	② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	A	A
[自由記述欄]					
8. 利用者満足アンケートは法人全体で毎年実施をしており、結果はANNUALREPORTで公表している。授業内容改善会議を設定し相互の授業を見学した上で課題共有をしている。第三者評価は定期的に受診しており、法人全体としても社会的養護の事業を受託している施設だけではなく自己評価の項目に沿って毎年自己評価を実施している。利用者の声を踏まえてサービス内容の改善に繋げている。 9. 定期的な試験（４回／年）の後の面談で施設利用に関する希望を聴き取っている。利用者の声を踏まえて明確になった課題は設備面の改良やルールの設定などは利用者全員に諮った上で随時対応している。要望事項、改善事項は委員会で検討し改善に繋がった事例もある。					

Ⅱ 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ－１ 管理者の責任とリーダーシップ	Ⅱ－１－（１） 管理者の責任が明確にされている。	10	① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	A	A
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A	A
	Ⅱ－１－（２） 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組にリーダーシップを発揮している。	A	A
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組にリーダーシップを発揮している。	A	A

[自由記述欄]

10.人事考課制度の「キャリアパス要件」の中で求められる能力を定めている。センターだよりで事業所の方針や目的が記載されている。権限移譲はBCPマニュアルに明記している。職員へはグループウェア（サイボウズGaroon）で周知している。

11.法令に関する情報は京都府や京都府社会福祉協議会が主催の研修から得ている。法人内のグループウェアに法令に関するリンク集を作成しており職員全員が確認できるようにしている。医療行為に携わる「あはき師」養成に関わる職員は感染などについて積極的に把握している。法人全体に関連する情報はグループウェアを用いて法人本部から各事業所への周知が図られている。

12.管理者は管理会議、職員会議に出席し状況の把握に努めている。改善に向けた会議や検討には管理者も同席し具体的な方針を示している。職員会議の議題に職員からの声を聞く項目を設けている。また職員セルフチェックに記述欄を設ける事やキャリアパスに関する面談時に聞き取る事、「職員の声」箱を設定し意見徴収に努めている。法人全体ではキャリアパスに基づく研修、事業所単位では福祉施設としての知識を得るための研修に加え、教員としての研修を計画的に実施している。

13.日々の業務に関する情報は「報告事項・協議事項」の書式に沿って収集している。次年度の担当なども聴きとり意向に沿ってチャレンジをフォローできるように取り組んでいる。「あはき師」の養成という事業の趣旨に沿ってパソコンを用いた情報共有や業務改善に取り組んでいる。請求業務の流れは整理され利用料は引き落としとするなど具体的に取り組んでいる。予算の執行状況は管理者が把握し、法人本部と協働して取り組んでいる。職員の働きやすさに関して「子育てハンドブック」の作成や規程改正、点字ユーザーの職員には機器やソフトの貸与をしている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ－２ 福祉人材の確保・養成	Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	A	A
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	A	A
	Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	A	A
Ⅱ－２ 福祉人材の確保・養成	Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	A	A
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	A	A
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	A	A
	Ⅱ－２－（４） 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	A	A

[自由記述欄]

14.採用は法人単位で実施している。視力センターは養成施設であるため教員資格兼支援員である事が要件となっている。採用については法人のホームページ上に採用ページを作成する事やリクレーターが出身校に Outreach など積極的に取り組んでいる。入職後にワーキングサポートとしてエルダー、メンター制度を導入しサポート、内省支援として振返りの機会を設定している。法人全体で30程度の職種がある事も受け、ジョブローテーション制度を導入し短期間で複数の事業所での経験を積めるような仕組みを整えている。随時募集をするなど窓口を広げながら取り組みをすすめている。

15.「人事考課制度のしおり」を作成し、職員全体に周知している。職員の資格や研修履修状況はデータベースに整理され、把握している。「求める人材像」は倫理綱領により定められている。キャリアパスと人事考課が連動した管理システムとなっている。

16.出退勤はデータで管理している。法人本部と連携し過度な残業は無く年休が取得できるように取り組んでいる。法人で安全衛生委員会を設置し就業状況を確認している。法人全体で年1回のメンタルヘルスのチェックを行い医師の面談なども実施できる仕組みとなっている。ハラスメント対策を実施している。くるみん認定を取得し「子育てハンドブック」の作成しており、希望に応じた休暇が取得できるように聞き取りや時間割変更を行うなどの取組を実施している。京都府民間社会福祉施設共済会に加入するとともに法人独自の共済会（検診補助、親交を深める企画）を組織し福利厚生に取り組んでいる。

17.「期待する職員像」は倫理綱領に定められている。人事考課のシートを用いて目標設定、中間面談、年度末面談の流れで目標に対する振り返りと評価を行い賞与に反映している。

18.人事考課に伴うキャリアパスの仕組みを作成し、階層別研修を実施している。事業所単位では教員としての研修や相談支援に関する研修を受講している。権利擁護など重要な項目は法人全体と事業所独自で研修等を実施している。法人共通研修（虐待防止、メンタルヘルス、人権研修等）は動画で視聴できるようになっておりレポートはgoogleフォームを用いて提出としている。研修のメニューや内容は研修委員が中心に検討をしている。

19.研修の履修状況は法人でソフトを用いて把握している。「KSJスターティングサポート」としてエルダー、メンターを配置している。外部研修は全員に案内し受講時には偏りが無いように勤務上の配慮をしている。

20.法人全体で実習受入れに関する研修を受講を推奨している。実習に関する資料は用意され積極的に受け入れを実施している。実習協にも参画し学校との連携に取り組んでいる。事業所としては社会福祉士、介護福祉士等の資格取得のための受け入れ施設に該当しない。

[illegible]

評価分類	評価項目	通番	評 価 細 目		評価結果	
					自己評価	第三者評価
Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献	Ⅱ－４－（１） 地域との関係が適切に確保されている。	23	①	障害のある本人と地域との交流を広げるための取組を行っている。	A	A
		24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	A	A
	Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。	25	①	福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	A	A
		26	①	福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	A	A
			27	②	地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	A
		Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
[自由記述欄]						
23.事業計画に地域との交流を掲げており、臨床実習棟では地域の方を対象に予約制で施術を実施している。年1回「地域あん摩奉仕」や不定期に「所外あん摩実習」として無償で施術する機会を設定するなど積極的に地域との連携・交流を行っている。地域情報はホームルームで利用者に伝達している事が多く、実際に出かける際には重点的な説明を行うなどの配慮をしている。ボランティアを導入し歩行訓練を実施するなど積極的に取り組んでいる。授業の一環として地域を歩く事などに取り組んでいる 24「京都府視力障害者福祉センターボランティア受け入れ要綱」を整備し、ホームページで募集をしている。ボランティア実施時に配慮する事などは明記をし、登録時に同意を得ている。 25.施設の近隣に存在する社会資源は一覧を作成して職員で把握している。視覚障害者協会やライトハウスと連携を密にし利用者が希望される福祉サービスを紹介などを実施している。卒業後の進路を決定する際には、ハローワークや職業相談室と情報共有を行い個別のニーズに応じた対応をしている。白杖啓発デーの実行委員会や左京区の社会福祉協議会の集会などに参加している。 26.あはき師養成施設の臨床実習としてあん摩及び針施術を低額で実施。地域住民を対象とした「あん摩奉仕」や「健康管理に役立つ講座」を無料で開催している。法人全体で実施している「地域、つながる、クリエイト」の企画で左京区のイベントに参加して講座を開催している。小学校と連携した福祉教育には積極的に取り組んでいた(コロナ禍により一時中断)。災害時の施設の状況は把握されており機能はBCP計画に整理されている。福祉避難所としての指定は受けていない。 27.法人全体としては地域ニーズに基づいた事業展開をしており「地域の活動。イベント・プロジェクト」へ積極的に参画する事で「つながりをクリエイトして地域貢献を目指す」取り組みを実施している。「左京区ふれあいまつり」に参加し公開講座を実施するなどしている。						

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番		評 価 細 目	評価結果	
					自己評価	第三者評価
Ⅲ－１ 本人本位の福祉サービ ス	Ⅲ－１－（１） 障害のある本人を尊重する姿勢が明 示されている。	28	①	障害のある本人を尊重した福祉サービス提供について共通の理 解をもつための取組を行っている。	A	A
		29	②	障害のある本人のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福 祉サービス提供が行われている。	A	A
	Ⅲ－１－（２） 福祉サービスの提供に関する説明と 同意（自己決定）が適切に行われて いる。	30	①	利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に 提供している。	A	A
		31	②	福祉サービスの開始・変更にあたり障害のある本人（家族・成 年後見人等含む）にわかりやすく説明している。	A	A
		32	③	福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービ スの継続性に配慮した対応を行っている。	A	A
【自由記述欄】						
28.職員が理解するための学習は毎年実施し、法人に報告している。セルフチェックは1回/2ヵ月の頻度で実施している。自由記述欄を設定しており法人からのフィードバックを得る事で業務の実施方法に反映に繋げている。						
29.「京都府立視力障害者センタープライバシー保護要領」を策定し、利用者には春のオリエンテーションで説明している。家族から問い合わせがあれば説明をするが、基本は本人に説明で理解を得ている。不適切な事案が発生した際は教員に相談後管理職へ、さらに職員会議また朝礼で検討している。宿舍日誌に記録があれば迅速に対応している。舎監連絡会議（職員と舎監）を1回/3ヵ月行っている。同性対応に配慮している。						
30.パンフレットは全国盲学校、府内福祉事務所等に配布（900か所）している。視覚障害者の人数は横ばいも国家試験受験者は減少している。（職業選択の幅が広がっていることなどが要因。）夏と秋に体験見学会（卒業生の声・給食試食・あんま、針の体験、視覚障害機器の紹介体験）が開催され、説明資料は毎年見直している。						
31.オリエンテーションの開催し福祉サービス受給者証の申請や取得について説明している。自己決定を尊重し、点字版等の工夫をするなど資料を用いた説明している。通所と入所と分けて契約を実施している。健康状態は健康診断書により把握している。						
32.免許取得、就労共に100%を達成している。不合格の場合は聴講生としてフォロー（最大延長6年）を行い、資格取得までを支援している。卒業後も近況報告や転職相談等にえられる。卒業生は親睦会「紉の森会」に参加ができるようになっている。						

評価分類	評価項目	通番		評 価 細 目	評価結果	
					自己評価	第三者評価
Ⅲ－１ 本人本位の福祉サービス	Ⅲ－１－（３） 障害のある本人のニーズの充足に努めている。	33	①	障害のある本人のニーズの充足に向けた取組及び相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A	A
	Ⅲ－１－（４） 障害のある本人が意見等を述べやすい体制が確保されている。	34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	A	A
		35	②	障害のある本人からの相談や意見に対して把握する仕組みがあり、組織的かつ迅速に対応している。	A	A
	Ⅲ－１－（５） 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	A	A
		37	②	感染症の予防や発生時における障害のある本人の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	A	A
		38	③	災害時における障害のある本人の安全確保のための取組を組織的に行っている。	A	A
[自由記述欄]						
33.利用者アンケートは1回/年の頻度で実施しており、年4回の定期試験実施後面談においても要望等を聞き取っている。「利用者の声箱」を設置しているが投函の利用は少なく聞き取りが主になっている。「サービス向上委員会」に第三者委員の参加もある。日常の声掛けは支援員だけではなく看護師からも実施している。個別相談の場合は面談室また医務室を利用している。より投函をしやすい場所に箱を移動してはどうか。 34.法人で「苦情解決実施要領」を定め、組織的な苦情解決の体制を整備している。授業に関して教員の言動へなどの苦情の事例もある。「苦情解決の取り組み状況報告書」に基づき取組みAnnual Reportに件数の報告を実施している。第三者委員への報告事例もあり現実的に機能している。 35.意見等聞き取り内容を集約し、運営調整会議、職員会議の議題に挙げ検討している。毎年アンケートを実施するなど福祉サービスの質の向上へつながらよう意見交換しながら進めている。例として、誘導ブロックの設置の要望・冷暖房の使用を検討するなどしている。 36.緊急時対応マニュアルが策定され、項目によっては平日昼間用と休日夜間用に分けてより実効的な内容となるように整備されている。 37.感染症BCP「感染症発生時における業務継続計画(体制整備)」を策定している。感染症に関する勉強会(①呼吸器感染症②ノロ等感染症)が実施されているが内容の質向上に向けて計画の見直しを予定している。 38.大規模災害BCP「自然災害発生時における業務継続計画」を策定し、平常時の体制整備や発災時の動きを明記している。						

評価分類	評価項目	通番	評 価 細 目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ－２ 福祉サービスの質の確保	Ⅲ－２－（１） 提供する福祉サービスの一定の水準を確保するための実施方法が確立している。	39	① 提供する福祉サービスについて一定の水準を確保するための実施方法が文書化され福祉サービスが提供されるとともに見直しをする仕組みが確立している。	A	A
	Ⅲ－２－（２） 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	40	① アセスメントに基づく個別支援計画等を適切に策定している。	A	A
		41	② 定期的に個別支援計画に基づく評価・見直しを行っている。	A	A
	Ⅲ－２－（３） 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	42	① 障害のある本人に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	A	A
		43	② 障害のある本人に関する記録の管理体制が確立している。	A	A
[自由記述欄]					
39.資格取得に向けた授業は各科目毎のシラバスを基にしている。標準的な実施方法「舎監 指導について」は担当者が舎監一人ひとりに口頭で説明をしている。職員舎監連絡会議で連携を図っている。実施方法の検証・見直しについて「サービス向上推進幹事会」にて業務マニュアルの見直し等を実施。個別支援計画の内容が反映されている記録が確認できた。 40.アセスメントに基づきニーズは把握を行った上で個別支援計画を策定している。同意については本人の書字が難しい場合は代筆で対応している。定期試験の終了後に個別支援計画調整会議を行い、相談支援に盛り込んでいる。利用者本人には面談にて内容を伝えている。 41.定期試験の結果や定期的な個別面談により把握している。緊急に変更が必要な場合は随時対応の仕組みを整備している。個別支援計画作成はマニュアルではなく会議に出席し引継ぎをしている。計画書作成ソフトについては、音声で読めないと使えない職員もいるため運用をしていない。 42.日々の状況については統一した書式により把握記録(PCフォルダに管理)している。記録内容に差異が出ないよう職員会議で確認している。会議や朝礼にて情報共有し、朝礼に欠席の場合は引継ぎ書(メモ)にて伝達している。墨字や口頭だけではなくPCのシステム利用により情報共有をしている。 43.法人で策定している「文書規程」の別表に保存期間を明記している。「就労移行支援(養成施設)サービス利用契約重要事項説明書」に「個人情報の管理、開示等」を明記している。記録管理の研修を実施している。家族へは契約時に説明している。「個人情報保護処理要領」に「個人データの適正管理」を明記している。「個人情報保護マニュアル」の「カルテ等の管理」に持ち出し禁止を明記しており、不適切な利用や漏えいに対する対策手順も整理されている。					

A 障害のある本人を尊重した日常生活支援

評価分類	評価項目	通番	評 価 細 目		評価結果	
					自己評価	第三者評価
A－１ 支援の基本理念	A－１－（１） 自立支援	44	①	障害のある本人の自己決定を尊重した個別支援と取組を行って いる。	A	A
	A－１－（２） 権利擁護	45	①	障害のある本人の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されて いる。	A	A
	A－１－（３） ノーマライゼーションの推進	46	①	誰もが当たり前に暮らせる社会の実現に向けた取組を行って いる。	A	A

〔自由記述欄〕
44. 転課の希望があった時には面談で変更が可能な時期を伝えた上で、いつから変更するかを決定してもらうように働きかけている。利用中止の希望があった場合も最大限意向を尊重しながら支援する姿勢で取り組んでいる。 45. 権利擁護については、資格取得後に医療従事者として仕事をする事も想定し、患者様への権利と併せて「医療概論」の授業で伝達している。権利侵害に関連する事案については虐待防止マニュアルに基づき、虐待防止・身体拘束防止委員会では対応について議論している。申し出に対して第三者委員も介入して対応した事例もある。 46. 地域の様々なイベントに参加する事など、本人の要望があれば合理的配慮の範疇で可能な限り参加の機会を提供をしている。横断歩道を安全に渡るための信号への配慮やブロックの設置などを自治会に依頼している。「左京区ふれあい祭り」には職員が参加しており、今後は利用者も参加できるように検討中。利用者への授業のなかで合理的配慮について説明をしている。

評価分類	評価項目	通番		評価細目	評価結果	
					自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-（1） 意思の尊重とコミュニケーション	47	①	障害のある本人（子どもを含む）の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	A	A
		48	②	障害のある本人の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	A	A
		49	③	障害のある本人の障害の状況に応じた専門的かつ多角的な視点から支援を行っている。	A	A
	A-2-（2） 日常生活支援及び日中活動支援	50	①	個別支援計画に基づく日常的な生活支援及び日中活動の支援を行っている。	A	A
	A-2-（3） 生活環境	51	①	障害のある本人の快適性と安心・安全に配慮した環境が確保されている。	A	A

〔自由記述欄〕

47. 墨字だけでなく、拡大鏡、点字、音声読み上げなどの機器を使用してコミュニケーション手段の確保に努めている。パソコンや機器を用いる事で学習の幅が広がった事例も多くある。卒業後も機器の活用がスムーズに行えるように支援を実施している。

48. 可能な限り個別の事情に配慮した面談や聞き取りを行っている。自身の意向を表出しにくい人には表情から察するなどして支援者から声をかける事やご家族を介して確認をするなどの方法を用いている。必要に応じて個別面談の機会を設定するなど適宜実施している。相談を受けた内容を個別支援計画に反映させる事例もある。

49. 3か月毎に担任、副担任による「個別支援計画調整会議」を開催しニーズ把握に努めている。舎監連絡会の機会に情報共有をしている。事業所は視覚障害に特化しているが相談支援専門員やサービス管理責任者研修に参加する事で幅広い知識を得られるように働きかけている。重複障害のある方にも本人への配慮をしつつ多角的な視点で支援を実施している。宿舎では利用者間の相性なども考慮して部屋の設定をしている。

50. 利用者の自立を支援するために場面の調整や看護師による観察などを行っている。支援が必要な時にはアドバイスを実施している。宿舎の出入りは自由だが安全のため門限を21:00と設定し遅れる場合には連絡をしてもらう事をルールとして確認している。日常生活上の課題や実技・実習で衛生上課題となってしまう事は日々の見守りで気づいた事は職員間で共有している。

51. 足元に物を置かない事は徹底され歩行時に衝突しやすい箇所には緩衝材を設置するなど事故防止に努めている。宿舎は清掃が行き届いた衛生的な環境でいる。

評価分類	評価項目	通番	評価細目		評価結果	
					自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-（4） 機能訓練・生活訓練	52	①	障害のある本人の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	非該当	非該当
	A-2-（5） 社会生活を営むための支援	53	①	障害のある本人の希望と意向を尊重した社会生活を営む力をつけるための支援を行っている。	A	A
	A-2-（6） 健康管理・医療的な支援	54	①	障害のある本人の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	A	A
		55	②	医療的な支援について適切に提供（連携）する仕組みがある。	A	A

〔自由記述欄〕	
52.非該当	
53.ウイークリーホームルームの場で地域の情報を提供している。授業の中に経営に関する講義があり理解を促している。体育の時間を使って歩行訓練として近隣を歩き、地域の情報を伝達するようにしている。	
54.看護師（通所利用中は常駐）が毎朝クラスの様子を観察し状態の把握に努めている。内科医が施設に訪問する日には受診ができるように事前予約や館内放逐で周知している。	
55.協力医療機関と連携した体制を整備している。服薬は利用者の自己管理となっているが点眼薬など冷蔵保存が必要な薬剤は冷蔵庫で保管できる様にしている。慢性疾患で嚴重な管理が必要な人は現在は不在だが必要な場合には医師のアドバイスを受けて対応をしている。	
夜間の緊急対応は日中のマニュアルに準じて対応をしている。	

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A－2 生活支援	A－2－(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	56	① 障害のある本人の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	A	A
	A－2－(8) 家族等との連携・交流と家族支援	57	① 障害のある本人の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	A	A
	A－2－(9) はたらくことや活動・生活する力への支援	58	① 障害のある本人の活動・生活する力や可能性を尊重した支援を行っている。	A	A
		59	② 障害のある本人に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	非該当	非該当

[自由記述欄]

56.就労支援は本人の希望と意向を十分に把握した上でハローワークと連携し施設で登録の対応ができるようになっている。墨字のデータは点字等に変換するなどの対応をしている。3年生時には進路確定に向けた支援として履歴書の書き方や面接の対応の練習などを実施している。
57.利用者自身が契約者でご家族との連絡は緊急時を除くと殆どない。緊急時には速やかに情報共有をしている。家族からの相談があった時や帰省のために施設に来訪される時には担当者から伝達をするようにしているが、利用者自身が共有してほしいと希望がある情報には配慮している。
58.資格取得に向けた授業を継続しており、就職はハローワークと連携して取り組んでいる。就職後も本人や就職先の企業と連絡調整を行い就業が継続する様に取り組んでいる。転職が必要な場合には相談に乗り個別に応じた対応をしている。臨床実習(所外／所内での実施)で外部の人を招き、対応する時のマナーやカルテの書き方、施術の順番などを伝えてから就職に繋げている。従業先とのマッチングは本人の希望も踏まえて支援を行い、就職後も継続的にフォローアップを実施している。
59.非該当

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A－3 就労支援	A－3－(1) 就労支援	60	① 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	A	A

[自由記述欄]

60.就職後も継続的な関わりを持っており。年度途中で募集があった場合の情報を鍼灸マッサージ会に加入し情報を得るように紹介する事や開業に向けて具体的な手続きを説明するなどを実施している。